

令和4年第4回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和4年4月25日（月）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時50分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	出	南畑1	関根 和市	出
水谷2	神山 稔	出	南畑2	谷合 章	出
鶴瀬1	横山 勝之	出	南畑3	萩原 好伸	出
鶴瀬2	星野 幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	村木 保之	事務局主任	荒木 貢
事務局主事	麻生 優		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、農業委員数14名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| 11番 | 清水 登與雄 | 委員 |
| 12番 | 渋谷 貞男 | 委員 |
| 13番 | 長堀 進 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請4件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については4月13日、21日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地14,714㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター2、耕運機1、田植機1、糞攪り機1、軽トラック1

- ・従事人数…世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…自宅から 900m

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員2名…本人 120日、母 180日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 15,384㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

○議案第1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については4月18日に確認し、適正
に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地(所有地4,552㎡)については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、耕運機1、防除機3、軽トラック1
- ・従事人数…世帯員3名
- ・申請地までの通作距離…自宅から10m

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員3名…本人300日、妻100日、娘150日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 5,679㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

○議案第1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については4月18日、19日に確認
し、適正に管理されていた。

「申請理由」…譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…経営農地8, 654㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、耕運機3、防除機4
- ・従事人数…世帯員3名
- ・申請地までの通作距離…2km

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員3名…本人 330日、妻 330日、母 200日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 11,464㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用
方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考え
ます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

○議案第 1 - 4

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については4月18日に確認しました。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

③ 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地(所有地7,879㎡)については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、コンバイン1、軽トラック1
- ・従事人数…世帯員4名
- ・申請地までの通作距離…800m

④ 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員4名…本人150日、妻90日、母、子60日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 8,870㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用
方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考え
ます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第2－1

(事務局説明)

申請目的「住宅敷地の拡張」の案件でございます。

「立地基準」

- ・周辺を県道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・現況どおり宅地の一部として使用するため、工事等はありません。
- ・隣接地は自己所有地のため隣接地所有者の「転用計画についての同意書」はありません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・必要最小限度の拡張のためやむを得ないと思われれます。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請4件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第3－1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・前面道路に上下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2以上の教育施設の公共公益施設があることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2～5段積を設置。
- ・隣地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資及び自己資金で対応することとしており、住宅ローン事前審

査結果通知書の写し、残高証明書が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第3－2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設型枠ブロック2～4段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はありません。
- ・改良区からは、転用に支障がない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」の写しが提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第3－3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により囲まれており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～4段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はありません。
- ・改良区からは、転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

○議案第3-4

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地区分については、2つの区分に該当します。一つは、農地が周辺を住宅等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。もう一つは、前面道路に上下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設と教育施設があることから第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・隣地所有者からは「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「金融機関の残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について10件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り決定された。

※議案第4-1と4-2及び4-3～4-10は借受人が同じため一括審議とした。

○議案第4-1

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権 ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 公告日 令和5年4月1日から令和14年3月31日まで

○議案第4-2

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 公告日 令和4年5月1日から令和14年3月31日まで

(現調)

4月18日に調査を行い、申請地、所有農地とも問題なく管理されていました。

(担当委員の説明)

内容については事務局説明のとおりです。現地調査の結果、支障がないと思われま

○議案第4-3～4-10

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 公告日 令和4年7月1日から令和15年12月31日まで

(現調)

4月12日と13日に調査を行い、申請地、所有農地とも問題なく管理されていました。

(担当委員の説明)

内容については事務局説明のとおりです。現地調査の結果、支障がないと思われま

第5号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農地利用配分計画に対する意見について

○議長は、農用地利用配分計画の決定について23件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員に諮り承認すべきものとし「意見なし」とされた。

※議案第5-1～5-23は一括審議とした。

追加議案 審議保留分の審議について

○議長は、審議保留となっている農地法第3条第1項の規定による許可申請において疑義のあった2件について議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成及び過半以上の委員の賛成により「可」とした。

○追加議案

(事務局説明)

第3回総会で審議保留となっていた許可申請について、疑義に関する是正及び書類の提出があり、疑義が残っていた部分の確認と詳細な説明を行った。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会

長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和4年3月18日から令和4年4月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 4件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 7件 |
| (3) 農地改良に係る届出 | 1件 |

日程第4 協議報告事項

1. その他

議長は、令和4年第4回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年4月25日

議長

11番

12番

13番
